

参考資料

1. 進修館駐車場長期間駐車対応記録（町民生活課作成資料）
2. 令和6年第1回3月定例会の一般質問通告書（24～25ページ）
3. 進修館駐車場長期間駐車への町の対応について（回答）
（令和6年第1回3月定例会宮代町議会定例会一般質問に際し、佐藤議員が傍聴人に配布した資料）
4. 宮代町令和6年3月定例会（第1回）03月08日～05号（抜粋）
5. 令和6年第2回（6月）宮代町議会定例会一般質問通告書（30～31ページ）
6. 宮代町令和6年6月定例会（第2回）06月06日～04号（抜粋）
7. 令和6年第3回（9月）宮代町議会定例会一般質問通告書（26～27ページ）
8. 宮代町議会 議会中継
令和6年第3回定例会（9月議会）～09月06日一般質問
（当該箇所：28分30秒～35分30秒）
9. 本件当該車両の登録事項証明書写し（令和3年2月22日発行）
10. 2024年9月1日 佐藤議員とのやり取り
11. 進修館駐車場長期間駐車車両に対する対応経緯

進修館駐車場長期間駐車対応記録

セルシオ 春日部 300 ろ 87-99 所有者 [REDACTED] [REDACTED]

令和2年10月6日（火）

社協より、先週の土曜日以降から黒のセルシオが駐車したままである事から、杉戸警察に相談、駅前交番から警察官が来て確認。

ナンバーから所有者に連絡を行い、明日レッカーすると連絡が警察にあったとのこと。（翌日も引き続きある）

令和2年10月9日（金）

引き続きセルシオが長期駐車しているため改めて杉戸警察へ連絡する。折り返し所有者から連絡があつて日曜日までにレッカーするという報告があつたとのこと。

令和2年10月13日（火）

引き続きレッカーしていないセルシオの存在を確認。前中に3回連絡全て応答せず

※（参考）前日の夜間（19時30分頃）に、似た車が進修館駐車場に轟音立てて入っていったとの話あり。

令和2年11月4日（水）

セルシオを確認（12時30分）

令和2年11月10日（火）

セルシオを確認 電話連絡行うが電話出ず

令和2年11月13日（金）

セルシオを確認 電話連絡行う（9:00、15:20）が電話出ず

令和2年12月28日（月）

セルシオが引き続きあるので、杉戸警察へ連絡。警察も連絡をしてもらえとのこと。

杉戸警察 生活安全課 相談係 佐藤さん

令和3年1月6日 11:15 回答あり

町：放置車両としてではなく、今後は不法投棄、業務妨害等として対応を考えている。警察に被害届を出そうと考えている。

警察：当初所有者に連絡がついている。故障して動かせないとのことであるので、不法投棄としては扱えない。連絡がつかない期間が長期になっても同様。車両が投棄物になるかも難しい。また業務妨害についても威力業務妨害、偽計業務妨害のどちらにもあたらないとのこと。

警察としてはこれ以上の介入は難しいとの回答。

町：警察からの回答も含めて今後弁護士に相談することを告げ、対応を終わる。

令和3年1月6日 11:20 原田さんに電話するがでない。

令和3年1月6日 14:13 電話つながるが雑音のみ、話は出来ない。

令和3年1月6日 14:16 電話するがでない。

令和3年1月7日 9:10 電話つながるが雑音、もしもしの声のみ、話は出来ない。

令和3年1月7日 9:13 電話するがでない。

令和3年1月7日 13:45 電話するがでない。

令和3年1月7日 15:35 電話つながるが雑音のみ、話は出来ない。

令和3年1月7日 16:40 電話するがでない。

令和3年1月8日 9:06 電話するがでない。

令和3年1月8日 13:50 電話するがでない。

令和3年1月8日 15:30 電話するがでない。

令和3年1月8日 16:55 電話するがでない。

令和3年1月9日 11:57 電話するがでない。

令和3年1月9日 11:59 電話するがでない。

令和3年1月12日 9:04 電話するがでない。

令和3年1月12日 13:32 電話するがでない。

令和3年1月12日 13:40 町顧問弁護士大塚弁護士に相談する

駐車場の不法駐車は難しい案件で、どこの駐車場管理者も頭を悩ませている。

正当なやり方は、駐車場利用相当額の損害賠償請求をおこし、判決をもらい、車を差し押さえ、売却し清算する。しかし弁護士費用などの経費がかかり現実的ではない。聞いた話では、いつの間にか道路に車が動いていて、警察が対処したとのこともある。

相談結果を受けて、今後陸運事務所で所有者の確認を行い、内容証明を繰り返し、相手の出方を確認しながら、対応をすることとした。

令和3年1月12日 17:07 電話するがでない。

令和3年1月13日 10:05 電話するがでない。

令和3年1月13日 14:52 電話するがでない。

令和3年1月14日 10:26 電話するがでない。

令和3年1月15日 13:40 電話するがでない。

令和3年1月18日 9:05 電話するがでない。

令和3年1月18日 16:59 電話するがでない。

令和3年1月18日 17:12 電話するがでない。

令和3年1月19日 9:07 電話するがでない。

令和3年1月19日 13:50 電話するがでない。

令和3年1月19日 16:56 電話するがでない。

令和3年1月20日 9:58 電話するがでない。

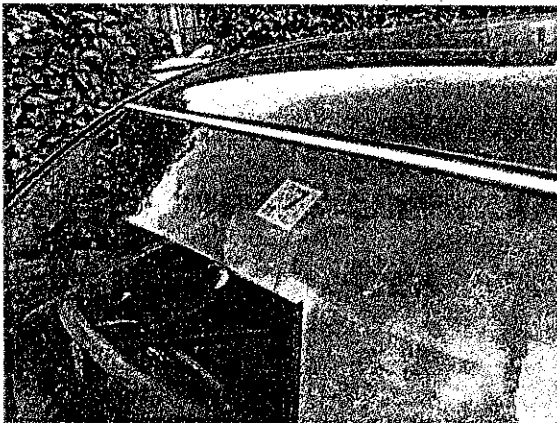
令和3年1月21日 9:26 電波が届かないか電源が入っていないためのメッセージ流れる。

令和3年1月21日 11:30 電波が届かないか電源が入っていないためのメッセージ流れる。

令和3年1月21日 16:45 電波が届かないか電源が入っていないためのメッセージ流れる。

令和3年1月25日 9:42 電話するがでない。

令和2年10月14日





令和 2 年 11 月 24 日





通告第 11 号	令和 6 年 3 月 定 例 会 令和 6 年 2 月 29 日 受付
令和 6 年 2 月 29 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 佐藤 将行 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1. 進修館駐車場 長期不法駐車に 関して	令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月までの約半年間、進修館駐車場へ黒のセルシオが不法に長期間駐車し続けるという事件が発生した。この件につき町長は、令和 3 年 7 月 27 日に「町には実質的な損害が発生していない等により、損害賠償請求は行わない。」という対応を行った。 ところが、担当課は不法駐車を行った者へ 50 回以上も電話を掛けたり、警察や顧問弁護士相談へ行ったりといった、通常業務以外の業務が発生することとなった。 不法駐車を行った者は、進修館の指定管理者である【特定非営利活動法人 MCA サポートセンター】の当時の責任者である方のお子様の友達ということも判明している。 この事件につき、損害賠償請求の消滅時効（3 年）が迫っていることから、町の対応を伺いたい。

2. 【宮代町1億円問題】に関して

笠原小学校学童保育所を3年で2棟も建てたことにより多額の税金の無駄遣いが発生した。行政のプロフェッショナルであるはずの町が、マスコミの取材に対し「素人判断であった。」と弁明した。これが【宮代町1億円問題】と言われているものである。

昨年の11月11日、東京新聞がこの問題を取り上げたことで、多くの町民も知ることとなった。担当課は、「当初きちんと推計を行っていたならば、2棟も建設せず1棟で済んだ。」ことを認めている。

ところがこの件に関し、これまで町は町民に対し説明や謝罪等を一切行っていない。それどころか、東京新聞が記事にした直後、担当課は「上からの命令で、この件は外部に話すな」と言われている。」と言っていた。この点は、説明責任という観点からも重大な問題である。

そこで、担当課へ「外部へ話すな。」との命令をしたのは誰なのか。また、そのような命令をした理由。さらに、仮にきちんとした推計を行い1棟建設で済んだ場合の事業費は一体いくらであったのか。そして、この件に関する検証の進捗状況等に関し、町は町民へ説明を行うのか否かについても伺いたい。

3. 町内循環バスに関する、税金の無駄遣いについて

昨年3月末まで5年間、町内を走っていた2台の循環バスが無償で委託業者へ譲渡されたという問題がある。

この業者へは、以前も5年契約終了後に無償で2台のバスを譲渡したことも問題となっている。

また、契約終了時の無償譲渡問題だけではなく、契約開始時に業者が車輛を購入した契約書を町は確認せずに予算に計上した問題。そして、委託業者は別の業者を介した上で車輛を調達したという問題もある。つまり、車輛購入費が不適切な金額であったのではないか、という疑念である。

そこで、これらの問題につき、町はどのように考えているのか、また、どのような検証を行ったのか。また、

宮町生発第 223 号

令和 3年 7月27日

佐藤将行様

宮代町長 新井 康之

(公印省略)

進修館駐車場長期間駐車への町の対応について (回答)

佐藤様からお話をいただいております、進修館駐車場長期間駐車への町の対応につきまして、回答させていただきます。

今回の進修館駐車場長期間駐車への町の対応につきましては、宮代町顧問弁護士熊川俊充弁護士と相談の結果、町には実質的な損害が発生していない等により、損害賠償請求は行わないこととしました。

なお、今回の対応につきましてご意見等がある場合は、下記の宮代町顧問弁護士熊川俊充弁護士に書面にてご提出のほどよろしくお願いいたします。

記

<宮代町顧問弁護士>

〒371-0026 群馬県前橋市大手町二丁目2番1号

熊川次男総合法律事務所

弁護士 熊川俊充

電話 027-221-1191

FAX 027-221-1194

【担当】

町民生活課 地域振興担当

山崎 関根

宮代町 令和 6年 3月 定例会(第1回) 03月08日-05号

P.243 1番(佐藤将行君)

◆1番(佐藤将行君) こんにちは。佐藤将行でございます。

通告書に従いまして進めるつもりではありますが、その前に一言申し上げさせていただきます。

今回の選挙におきまして、713名の方、ご投票いただきました。この場に立たせていただきまして、どうもありがとうございます。

あわせて、私事ではございますが、昨年7月に母親が亡くなりまして、母親にはこの姿見せられませんでしたけれども、母親にも報いたいと思って、これから4つほど執行部のほうに質問させていただきます。

それでは、通告書の1番のほうからさせていただきます。ちょっとお待ちください。

皆さん、お手元でございますので、書いてあるところは多少早口で申し上げます。読めば分かると思いますし、ネット見られている方も資料ありますので。

1番、進修館駐車場長期不法駐車に関して。

令和2年10月から令和3年3月までの約半年間、進修館駐車場、ここが一番奥側ですけれども、に黒のセルシオ、これが不法に長期駐車し続けているという事件が発生いたしました。

これ、私も見つけて、社協のほうでも見つけたらしいですけれども、私もすぐに見つけて事務室のほうに通報しました。

この件につき、最終的には撤去したんですけれども、町長に対し、この不法な占有者・駐車者に対して、不法行為等に基づく損害賠償請求を行うようにということを再三、町民生活課を通して行っておりました。不法行為に限らず、少額訴訟でも、また催告等でもいいんですけれども、そのような観点で私に申し上げたんですが、町長からの令和3年7月27日、皆様には先ほどお配りさせていただきました、町長名のこの資料でございます。映りませんよね。

実はこれ、モニターのほうに映させていただきたいというふうに申し出たんですが、議会運営委員会及び議長等なんだろう、認められませんでしたので、ちょっと皆様、ネットの方にはどのような形になるか、ご連絡いただければ送付いたします。

『宮町生発第223号』という公文書です。タイトルは『進修館駐車場長期駐車者への町の対応について(回答)』となっておりますので、関心ある方は情報公開請求でやっていただければ構いません。町長名、新井町長、新井康之と書いてあります。

詳細は割愛させていただきますが、趣旨としては、6か月停めていようが何しようが、「町には実質的損害が発生しないことから請求は行わないことといたしました」というふうに、顧問弁護士、なぜか群馬の顧問弁護士なんですけれども、熊川弁護士という方と話し合っ、このような結論を町長は私宛てに送ってきました。

つまり、半年までは町民の皆様、停めても請求されないということなのかということになってしまいます。

そして、内容といたしまして、ここからは事件当時のほうに戻りまして、ここからが内容。ところが担当課は、不法駐車を行った者へ50回以上も電話をかけたり、警察や顧問弁護士に相談したりといった通常業務以外の業務を行っていることははっきりしております。これは町民生活課の副課長の方が1月、2月等に50回以上電話して、ほとんど取ってもらえないということです。

また、不法駐車を行った者は当時の進修館の指定管理者である特定非営利法人MCAサポートセンターというところの当時の責任者である、お名前は割愛させていただきますが、仮にWさんといたしましょう。その方のお子様の友達ということも当時から判明しており、担当課の方も、皆さん、情報は共有しております。もちろん町長も知っていることと思います。

この事件につき、損害賠償請求、これは民法709条の不法行為を基にした場合ですけれども、この場合ですと、損害賠償請求の消滅時効、これが時効が3年となっておりますけれども、今月の3月28日かな、その辺に迫っております。

したがって、裁判所の請求というものを行えば時効が中断となります。これらのことにつきまして町としての対応を、まずは担当の町民生活課のほうにお尋ねしたいと思います。

すみません、これから何点か町民生活課の方だけの時間になります。いちいち席に戻らずに、そのまま立っていただきたいと思います。なぜならば今日もそうですけれども、大体多くの時間で、1議員当たり8分から13分要しております。これは僕は何回もカウントしました。初日の川野さんのときも8分でした。ですので、ある程度のところが終わるまでは、その場にいらずにいてください。

では、町民生活課の方、お願いします。議長。

P.246 1番(佐藤将行君)

◆1番(佐藤将行君) いや、顧問弁護士に与えた材料がおかしいということですかね。法の専門家がまずは素人でも考えるような少額訴訟という制度もあるんですよ。これぐらいであれば。そうすれば、簡易な手続でできます。1回ぐらいで。司法書士でもできます。このぐらい120万円以下ですからね。

それでも、何らかの形で相手方から請求しないというのが今の町長のお考えはよく分かりました。お友達関係ですからね。

であれば、当事者ではなく、そもそもMCAのほうで指定管理の仕事として、当該駐車人に対して請求する。それができないのであれば、町に対して指定管理者としての責任として、MCAのほうから町に対して、その損害賠償分相当分を払うというのが通常の常識的な考えだと思いますけれども、その点については町長、どのようにお考えでしょうか。

P.246 1番(佐藤将行君)

◆1番(佐藤将行君) おかしいですね。僕先ほどの弁護士の話をしたときに、MCAのことを弁護士が言っているとは言ってもいませんし、先ほどの課長も、弁護士に対して指定管理者のほうの話を全然していませんし、実はこの前もずっともう何年前から僕は聞いていますけれども、その辺の話が出ていないのに、弁護士の話と同じというのは、それは論理的に破綻しております。

改めて聞きます。MCAに対してこの分を払ってくれという請求はするんでしょうか。

そうでなければ他の住民、私の友達のお母様もそうですけれども、停めたいけれどもこの辺の300円とか400円のところ、空いているところを探して置くというの、つい最近また聞きました。そういう人たちの公平感が保てない。今、町長はそこで、これを認めるならば、6か月まではみんな停めていいというふうに捉えるミスリードも起こりますけれども、いかが考えているのでしょうか、どうぞ、町長。

P.247 1番(佐藤将行君)

◆1番(佐藤将行君) 他の質問もあるので、そろそろこの質問のほうは終わりにしたいんですが、今の町長のお話もおかしくて、故障している、していない理由にかかわらず、故障しているのであればレッカー移動、最終的にレッカー移動しているんですから、10月の段階でできるわけですよ。それを、黙って最初は置いていて、発見されて連絡されても電話に出ず、結局10月からずっと停めていて、やっとこちらのMCA、もしくは、実際には僕がお聞きしているのは町民生活課の副課長ですけれども、その方が連絡取れたのがもう2月の終わりとかその辺で、それでも今度行きます、今度行きますという形だったのをどんどん延ばして、それから1か月、そういうふうな状況ですから、町長が想定できないというのは実際起こっているんですよ。起こっていることを想定できないというのはおかしいですね。

町長がそのような考えということが町民の皆さんに分かりましたし、録画中継でネットでも皆さん見ることができますので、この質問についてはこれで終わりにいたします。

2問目にいきます。

『宮代町1億円問題』に関して。

この1億円問題というのは私が名づけて、選挙前から散々言っていたことで、実はこれ選挙前といっても、昨年5月の町民と議員との懇談会、このときにも私が申し上げました。また、11月11日、このときにも改めて、町民と議員との懇談会で申し上げました。

ちなみにそのとき、たまたまその日だったんですけれども、11月11日の東京新聞がこちらにございます。これの15ページ、これ各課に、面白いことにここをコピーして、ちゃんと判こ押して全員見ろという形で庁舎内で回っているのは私は見ておりました、知っておりますけれども、このような形で、推計不十分で3年で2棟というふうな形、皆さんご覧になっていると思いますし、私の政策レポートに書いてあります。

1億円というのはざっくりでありますけれども、私も建築のほうは素人ですので、その専門家の方にざっくりと聞いてみたところ、8,000万円から1億円ぐらいはなっているだろうということが前提としてあります。

通告書のほうに戻りますけれども、笠原小学校の学室保育所、これを3年で2棟も建てたということにより、多額の税金の無駄遣いが発生した。これは、これから町長にもご質問させていただきますけれども、事実かと私は思っております。

行政のプロフェッショナルであるはずの町が、マスコミ、これ具体的に言いますと東京新聞の取材に対しまして、素人判断であったというふうな弁明・弁解をした。これが『宮代町1億円問題』と言われているものと捉えております。

今申し上げた、昨年11月11日に東京新聞が取り上げてくださいましたが、そのときに記事としては、当初きちんと推計を行っていたならば、2棟も建設せず1棟で済んだということを認めています。

ところが、この件に関して、これまで町は1回も説明していませんよね。町民に対しての説明責任等が発生するにもかかわらず、説明また謝罪を一切行っていない。それどころか、東京新聞の記事にした直後、それまで担当課とはよく話をさせていただいたんですけれども、「上からの命令でこの件は外部に話すなと言われている」と言われたと言って、それからあまりというが、ほとんど話していただきませんでした。

この点も含めて、説明責任という観点からも金額からも、重大な問題であると私は考えております。

そこで、担当課へ外部へ話すなと命令をしたのは果たして誰なのか。担当課の上となると、渋谷副町長もしくは新井町長という形になると思います。それで、そのような命令をした理由、正当な理由があるのであれば、私もごめんなさいという話で終わりますので、その命令をした理由。

さらに、仮にきちんと推計を行い、1棟建設で済んだ場合の事業費、これは一体幾らであったのか。私が聞いている範囲では、そういう推計というか検証を行っていないようではありますけれども、どうなのか。

そして、この件に関する検証の進捗状況等に関し、町は町民へ説明を行うか否かについて伺いたいというのと同時に、このような問題というのは、例えば皆さんご存じのように、宝塚の問題でも、日大アメフトの問題でも、第三者機関とかプロジェクトチームを作って、外部の目から何でこんなようなことが起こったのか、今後起こらないようにするにはどうすればいいのかということをやるのが一般的な感覚なんですけれども、この町はこういうことが一切行われないところが、当時の資料等ももう作っていなかったり紛失したりして無いというのが現状だと聞いておりますが、その辺も含めまして、見解をまず担当課長、通告書の回答出ておりますので、お尋ねします。

通告第13号	令和6年6月 定例会 令和6年5月20日 午後2時59分受付
令和6年5月20日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 佐藤 将行 一般質問通告書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質問の要旨
1 【宮代町1億円問題】に象徴される、税金の無駄遣いに関して	2024年3月議会の私の一般質問において、『進修館駐車場長期不法駐車問題』・『宮代町1億円問題』・『町内循環バス不当処分問題』、以上3件の税金の無駄遣いについて、町の見解をお尋ねしたものの、残念なことに新井町長からもまた町としても真摯な反省、そして誠実な対応が一切伺えなかった。また、信じられないことではあるが、町長からは「(不法駐車へ対する) 請求は行わない。」「(1億円の無駄遣いに関し) 検証は行わない。」「(循環バスを無償で事実上譲渡してしまったことにつき) 数字のことは考えていない。」等々、開き直りとも取れる回答があったことは記憶に新しい。そして、これらの町長の言動は、多くの町民に町長や町に対する強烈な不信感を抱かせる結果となったことは、『町民と議員との議会懇談会』の場でも明らかとなった。 さらに残念なことは、これらの問題につき、町長からは何ひとつ説明責任が果たされていないということも明らかとなった。

2 【宮代町まちづくり基本条例】及び【情報公開】に関して

以上の問題の存在自体は、町長及び町から否定がなかったことから争いのないことであることが確認できた。

そこで、3月議会の町長及び執行部の発言・考えを前提として、引き続き町長及び町の姿勢を伺いたい。

3月議会では、時間の関係上、執行部の回答だけで終わってしまった『宮代町まちづくり基本条例』と他の条例・規則等との整合性、及び『情報公開』に関してお尋ねいたします。

まず、『まちづくり基本条例』の制度趣旨及び存在意義等については、当時、総務課長の福田課長から「まちづくり基本条例の趣旨を尊重するとともに、その理念に沿ったものとなるよう留意がなされている～」との答弁がありましたが、現実には『まちづくり基本条例』制定に際し、また、制定後の現在まで、既存の条例等を『まちづくり基本条例』の趣旨に合致するような改正が殆どなされていないことは明白である。そして、改正がなされていないから、まちづくり基本条例』の趣旨に合致・整合しない条例等による運用がなされているのが実態であり、総務課長の答弁は全くの誤った答弁である。

既存の条例・規則等を『まちづくり基本条例』の趣旨に合致するような改正を早急に行う考えがあるか否かにつき、見解を伺いたい。

また、宮代町には『宮代町情報公開条例』があります。この『情報公開条例』の制度趣旨に反する運用が、2021年2月5日通達（宮総務発第337号）により、町民に対する不利益な変更といった重大なものを、条例の改正を行わず、つまり条例の明文の規定及び趣旨に反して行った。

先日、現総務課長へお尋ねした際、「現状の運用はおかしいので、早めに改善する。」といった趣旨のことを仰っていたが、この議会という町民に開かれた場で、改めて伺いたい。

さらに、この町の一部の職員につき『法令遵守』がなされていない件につき、例えば以前、無抵抗の町民に対

副代副 令和 6年 6月 定例会(第2回) 06月06日-04号

P.187 1番(佐藤将行君)

◆1番(佐藤将行君) まず、答弁者が一々席へ戻るまで、こちらを指さないというのはやめてもらえますか、時間の無駄ですから。

まず、1番目の方のほうからいきましょうか。進修館の問題ですね。

これ、まず全員に申し上げますけれども、3月のことを踏まえて回答してくれと貰ったのに、何で同じことを繰り返して言うのか、そういう時間稼ぎもやめてください。

まず、最初の循環バスですが、特に、一番最後のところ、これ、井上課長が言ったのかな。当時、循環バスの契約したときは、ドライバーの問題、2024年問題と言われているものは、それは全然想定されていない時期だということは、まず厳重に覚えておいてください。

また、最初の十二、三年前、そのときにも同じような問題が起こり、次の七、八年前ですか、前の野口議会事務局長ともう一人、今現職の人ですから名前は言いませんが、その人が担当のときに、契約書をきちんと精査しないでコピーでやったのでこのようになったというのは、ちゃんと言質が取れております。そのような前提を、まず頭に入れておいていただきたいと思います。

ごめんなさい、今循環バスのほうにいつてしまいましたね。ごめんなさい。

順番、戻します。

1億円問題のほうですね。ああ、進修館の問題ですね。

進修館の問題は、令和2年10月にまずこれは発見されました。それから、何度も何度も、町のほうでも、警察からも9回、町のほうでも51回は電話をしております。

町長がおっしゃるように、弁護士と相談をしている、その弁護士との相談のが、私のほうへ回答として、新井町長名で来たのが前回も申し上げましたが、理由としては、請求しない理由としては、町には実質的な損害が発生しない等とは書いてありますけれども、実質的な損害、例えば51回の電話は、これ業務時間外にしたんですかね。また、内容証明出したのは自腹で職員がやったんですかね。

こういうのは通常、実質的な損害と言いませんか。51回の電話、1分間ちょっとだとしても1時間ですよ。それ人件費かかっていますよね。

要は、行政の失敗を町民が負担するのか、それとも、町の執行部のほうなりなんなりでちゃんとやるのか。

よく例に出されるのが、例えば、昨年度になりますか、一昨年度か、川崎市でプールの水を職員が出しっ放しにして150万円分の水道代がアップしたと。そのときに、その出しっ放しにした職員と教育長で半分の75万円ぐらいを町のほうに返却したというふうなのが、全国的にこれあります。その前の年は芦屋の例もありましたけれども。

そのような形の責任なりなんなり、説明なり、今回は許してくれというのがありますけれども、一切そういうものないから、このように問題提起しているんです。

それで、この進修館の問題ですが、この指定管理者、MCA。これは、町長とも昵懇の相方は、前回はイニシャルで申し上げましたけれども、代表者ですからいいでしょう。渡邊さんの息子さんのお友達、これがずっと半年止めておりました。

10月6日のときに社協から、10月3日ぐらいからセルシオが止まっているというのがあって、そこから6日後に、今度は杉戸警察に電話する。また、4日後に3回連続で全て応答しない。次、もう1か月後ですよ。11月4日、確認、連絡せず。11月10日、電話連絡出ない。そういうのがずっとあって、年が明けて1月6日からはもう51回ですよ、これ。当時の山崎副課長が電話していますけれども、その後に内容証明を送り、それ2月22日ですからね。もうこの時点で、もう5か月たっているんですよ。

一応、本人はね、車が故障したから動けないと。であれば、本人の負担でレッカー移動しななければならないとすればいいでしょう。

それで、町長がおっしゃる弁護士に相談、これ、どのような相談をしたのかなんですよ。とにかく、こういうふうな不当なのをできるだけ早く排除したというふうに相談したのであれば、まず、置いた者に対しての催告、内容証明でもいいですけどもしたり、裁判所に請求したりとか、ほかにいろいろきょうとした方法があります。素人でも分かります。

ただ、前回の答弁でもありましたとおり、訴訟になった場合には、要は、費用倒れということでしょうね、弁護士代とか。それなので、現実的ではないという回答ありましたけれども、それは、裏を返すと、請求しない方法は何かないかというふうに弁護士に相談したのではないかというふうな疑念が出てきます。

なぜならば、先ほど申し上げた催告によって、裁判所催告等によって時効を中断できます。709条の不法行為はもう時効成立、一応形上は成立しているけれども、昨今、2020年に法律改正があったようで、両方の、両者の同意が何か必要になったことなので、まだ大丈夫なのかもしれませんけれども、そういうものもあります。

また、留置権というものが民法上ございます。これは、名古屋高裁の平成14年6月28日判決、また、最高裁は平成18年10月27日の決定、これで認められています。損害を履行するまで車を返さない。このようなものはちょっと検索すれば出てくるはずですし、総務課、特に総務課の法務担当、今ね、課長やっている鈴木課長がそうですね、当時ね。そういうふうなのを調べれば分かることです。

また、前回申し上げました703条の不法利得の返還請求。これ、悪意の704条のほうになりますけれども、分かった上で置いているわけですから、さらに損害があるときにはその賠償の責任を負うと。弁護士代等も含めて一定程度は請求できるかもしれない。

仮にそれができないとしても、町としては、ほかの住民との公平を保つために、多少足が出てもらわなければならない行動を起こさなければならない立場というのを全く捨象しているとは思えません。

そのような趣旨のことが前回、こちらにいる僕を除いた13名の議員と議会事務局の方、町民の方からの意見で聞いております。

そのことも含めまして、時効も、先ほど申し上げました不当利得等であれば、発生したときから10年、167条1項、権利を行使できるときを知ったときから10年、15年、権利を行使できてからは10年とありますけれども、このようにまだ請求できる法的なところはあるんですけども、これ、町長、請求する気があるのかどうか。そこだけをお願いします。

P.190 1番(佐藤将行君)

◆1番(佐藤将行君) さすが身内に甘い町長だとよく分かりました。

私の、これインターネットには出ていますけれども、指定管理者の期末モニタリングというものがございまして。指定管理者、進修館を管理している指定管理者のMCAの令和元年、令和2年、令和3年、令和4年とあります。

これは、これまでどのような活動を行ったかの評価になります。ここで、改善点、4年間ずっとゼロなんですよ。しかも、この駐車場のことを一切書いていないで、また、そのところ、次の、今年からかな、今年度からかな、の募集のときも、そのところを触れずに、また引き続きMCAがやっているわけです。

前回申し上げましたように、町長が払う気がない、請求する気がなくても、これはMCAの仕事の懈怠なので、MCAが肩代わりしてもおかしくはないはずで、要は、最初に先ほど申し上げたとおり、こういうふうな不適際を町民が払うのが適切なのか。それとも、指定管理者なり、不法に置いた、民法上の不法ですよ、刑法上ではなくて。不法に置いた人の責任なのかということなんですけれども、町長は、町民の責任と思っているのか、それとも、それ以外と思っているのか、どうなのでしょう。

もっと簡単に言いますと、町民の責任の下にその費用を負担するべきだと思っていらっしゃいますか、町長。
急いでください。

通告第13号	令和6年9月 定例会 令和6年8月19日 午後 1時55分受付
令和6年8月19日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 佐藤 将行 一般質問通告書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質問の要旨
1 自転車乗車時のヘルメット着用に関して	昨今、自転車による交通事故が増加しております。昨年は宮代台において、須賀小学校方面からかなりスピードを出した自転車が、御成街道との交差点を通過した先の十字路、ごみ置き場のあるところの一時停止を無視しノーブレーキで左折した直後、右端を歩いていた歩行者へ正面から激突し、歩行者が膝の陥没骨折を負うという痛ましい事故が発生しました。近隣の方によると、ここは危険な場所であると聞いています。そこでこの場所の対策をお願いしたところ、担当課は道路上へ注意を促す路面表示を行いました。 自転車が起因となる交通事故は社会問題となっており、道路交通法も昨年・今年と改正されました。 今年の道交法改正の主目的は、自転車運転中の危険行為を減少させ、安全な道路環境を実現することとのことで、特にスマホのながら運転や酒気帯び運転に対し、自転車であっても交通反則切符の交付、いわゆる青切符制

度が周知期間を経て2026年までに施行されます。近年の自転車に対する厳罰化の流れが加速しているように感じます。また、昨年の道交法改正では、全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

警察庁の昨年まで5年間の統計によると、自転車乗車中死者の人身損傷主部位、つまり致命傷の部位として約54%が頭部とのことです。また、ヘルメット着用・非着用による致死率比較は約1.9倍と大きな違いが表れています。さらに、最近は高齢者による事故も増加傾向というデータもあります。

交通事故死に関する警察庁統計は、事故発生から24時間以内に死亡された場合のものですから、実数はさらに多いものと推測されます。

そこで、伺います。

町内中学生はヘルメット着用をしていることは把握していますが、町職員のヘルメット着用率はどの程度となっていますか。

また、自転車乗車時のヘルメット着用に対する町の考えは。

2 税金浪費問題 と事業関連文書 について

宮代町の税金浪費問題について、一町民であった頃から何度も指摘して参りました。

例えば顧問弁護士への2,000万円過剰支出問題、和戸駅西側の残土を長年放置したことによる1億円超問題、進修館駐車場半年間不法放置問題、ふじ学童1億円無駄遣い問題、小中学校のピアノ調律手数料超過支払い問題、町循環バス無償譲渡による1,000万円問題。そして議員となった直後の3月に発覚した、不納欠損を防ぐ対策を行わなかったことにより250万円以上もの債権を時効によりみすみす回収不能を許した問題等々、担当職員がミスであると認めたものばかりです。これら

番号 01603

登録番号

事

項

等

証

明

書

資料 9

(1/1)

自動車登録番号		車台番号	
春日部 300 ち 8799		UGF31-0067913	
所有者の氏名又は名称			
所有者の住所			
使用者の氏名又は名称			
使用者の住所			
使用の本拠の位置			
登録年月日 / 交付年月日			
平成 30 年 7 月 25 日		初度登録年月	
平成 17 年 10 月		[11807 0578]	
トヨタ			
型式		原動機の型式	
DBA-DC-F-31		3UZ	
自動車の種別		用途	
乗用車		乗用車	
乗員定員		最大積載量	
4 人		1890 kg	
長さ		幅	
5015 mm		1830 mm	
高さ		1440 mm	
有効期間の満了する日		請求に係る自動車登録番号又は車台番号	
令和 2 年 7 月 24 日		春日部 300 ち 8799	

備考

【春日部】

【現在登録証明】

【走行距離計表示値】79,300 km (平成30年6月12日)

【旧走行距離計表示値】75,400 km (平成28年9月14日)

以下余白



上記の通り相違ないことを証明します。 令和 3 年 2 月 22 日

埼玉運輸支局長

2024年9月1日 佐藤議員とのやり取り

			佐藤議員から	回答/応対
16：00～16：20頃	来館	議会開催期間中の 小ホール利用について	小ホールを議会が占有することについて、町民からクレームはないのか？	受付スタッフ 濱崎が対応 ・進修館窓口に直接申し入れはない ・議会開催期間中は小ホールが議場のセッティングになっているため使用できないことを説明し、了解を得ている ・特にトラブルはない
		駐車場の目的外利用について	進修館駐車場に車をとめて駅に向かう人を見かけている 巡回して利用状況を確認しているというが、目的外利用をしている者に対して何らかの対応をしているのか？	・巡回時に長時間駐車している車両や目的外利用と思われる車両を発見した場合写真を撮るなど記録し、 町民生活課へも報告している ・常習的であるなどの状況によって、警告の張り紙等を行っている
		大雨の件	8/29の排水詰まりによって館内に浸水した件 そもそも設計がおかしい 雨水が排出されるように傾斜をつくるなど対策するべき 本会議後で、議員が現場に居合わせたにもかかわらず、何もなかったということに怒りを感じている	本件は、役場職員も現場で排水作業を行い、またその後の対応も報告している 今後については役場と協議の上進めるが、現状は排水詰まりも解消されており、問題はない
		セルシオの件	議会でも質問し、渡邊さんも傍聴しているからわかっている と思うが、本件について町やMCAが車両所有者に損害賠償請求しないというのはおかしい	本件は、当時から役場町民生活課と協議の上進めていた また、議会でも担当課や町長も回答していた通り、本件についての対応は終わっていると認識している
			「終わっている」というのは誠意がない言葉だ	指定管理者として、責任をもって業務にあたっている
				専門家に相談をしている
			専門家とは弁護士のことか 何を相談しているのか？ 町民生活課へは報告しているのか？	専門家というのは弁護士のこと 相談内容については、法人内のことであるので答える必要はない 相談内容については指定管理業務そのもののことではないため、町民生活課へは報告していない
			車の所有者が渡邊さんの息子さんの友人だということは知っている	友人であるという事実はない 結果的に同級生だった、ということだ 佐藤議員が認識している内容と、実際の状況とは違う部分がある
			進修館の受付スタッフと思われる人から「渡邊さんの息子さんの友人の車だった」と直接聞いた 役場職員複数人に、「進修館のスタッフから聞いたが、本当か？」と尋ねたところ、「そのように聞いている」と回答した 私は事実に基づいたことしか発言していない	スタッフが業務の中でそのような話をしたということであれば問題である 誰がそのような発言をしたのか？ また、役場職員複数人というのは？ 事実に基づいているというのであれば、それを明らかにしてほしい
			3月・6月の議会の一般質問でこのことを発言しても、町からも渡邊さんからもそれを否定する話がなかったということは、事実だと認識している 進修館スタッフが誰であったかについては、忘れてしまった 役場職員については、本人の了承をもらえれば名前を公表する	こちらとしても、進修館スタッフのだれがそのような発言をしたのか、役場職員というのは誰なのかを調査する
			期末モニタリングでセルシオの件が全く書かれていないというのはおかしい	
		その他	あなたは手を後ろで組んで、「話を聞きません」という失礼な態度だ	

16：30～16：45頃	電話		渡邊宛に電話	受付スタッフ 小林が対応 ・渡邊打合せ中のため「折り返し電話をしていただきたい」
			「名前を教えてください」	「個人情報なのでお答えできません」
			↑電話を出てすぐには名乗っていたが、この質問に対しては回答を拒否した	スタッフはこの電話のやり取りで怖くなってしまった。 動揺し、涙を流していた。 退勤時間直前の出来事だったため、少し落ち着いてから帰るように指示
				MCA理事 高濱が対応
16：45～17：40	電話			すでに勤務時間を終えたので退勤したことを伝える
		スタッフの電話対応について	小林さんはいますか？ 勤務時間を終えたのは理解したが、何の引継ぎもせずに退勤するのはおかしい 職場内の情報共有はどうなっているのか 電話に出た際は「小林」と名乗ったのに、改めて名前を確認すると「言えない」というのはおかしい	本人が退勤した後なので、改めて状況確認はする 対応に不備があれば、改善を図る
		セルシオの件	弁護士に相談していると渡邊さんが言っていたが、何を相談しているのか？	法人内のことである
			「終わったこと」というのはおかしい	本件は、役場町民生活課と協議の上進めていた 損害賠償などに関することは指定管理者が判断する内容ではなく、最終的には役場の判断によるもの
				セルシオの所有者が渡邊の息子の友人だったということについては事実と異なっている 結果的に、渡邊の息子の同級生だったということが判明したというだけ
			調査はしない 名誉棄損で訴えてもいい	←事実と異なるということを、今後調査することは考えていないのか？
			そのつもりはない	←不確定な内容だ、ということを発言しないのか？
			モニタリングの結果に反映されていないのはおかしい 役場と話し合っていないのか	モニタリングに関しては、役場が指定管理者の業務評価として作成したものと認識している 当方には、その内容について確認等はあるが、セルシオの件を反映させるように、などその内容を話し合うということはしていない
		8/29の雨水浸水の件	8/29の排水詰まりによって館内に浸水した件 そもそも設計がおかしい	今後については役場と協議の上進めるが、現状は排水詰まりも解消されており、問題はない
		予約変更の件	自分の知り合いが5月ごろ、進修館の予約を変更しようとして電話をしたら「できません」といわれた その後、来館して確認したら変更できたといっている 対応がおかしいのではないか？	対応内容については確認するが、事実であれば改善を図る
		その他	8/29の排水詰まりによって館内に浸水した件について、様子を伺いに来た	←今日は何の用件で来館したのか？

18:12~19:15	電話			渡邊から佐藤議員へ電話
		スタッフの電話対応について	勤務時間を終えたのは理解したが、何の引継ぎもせずに退勤するのはおかしい 職場内の情報共有はどうなっているのか 電話に出た際は「小林」と名乗ったのに、改めて名前を確認すると「言えない」というのはおかしい	本人が退勤した後なので、改めて状況確認はする 対応に不備があれば、改善を図る
		8/29の雨水浸水の件	8/29の排水詰まりによって館内に浸水した件 そもそも設計がおかしい 自分が議会事務局長や関根さんに「町民生活課へ連絡するように」と指示したから事なきを得たのだ	今後については役場と協議の上進めるが、現状は排水詰まりも解消されており、問題はない
		セルシオの件	本件について、車両所有者を特定するために陸運局へ行くようにと役場担当者へ助言をしていた なぜそれをしなかったのか 進め方に問題があったのではないか	指定管理者としては、町民生活課と協議の上進めていた 管理運営を任されているといっても、本件のようなイレギュラーなことについては独断で進めることはせず、役場と協議を行っている 当時の最善を尽くして対応したと認識している
			損害賠償請求を行わないのはなぜか	指定管理者は条例に基づいて利用料金の収受を行っており、駐車場に関しては料金設定がなく、その対象外であると認識している 損害賠償請求を行うべき、というのは佐藤さんの考え方 MCAとしては、町民生活課と協議をして進めており、結果「損害賠償請求はしない」となっている このことを、来館時のやり取りで「終わったこと」と発言した
			結果的に陸運局へいき、登録事項等証明書を取ったのであれば、もっと早くにできたのではないか？ 対応が遅いのではないか	町民生活課と協議の上すすめていたことである
			指定管理者として、役場へ対応策を提案できたのではないか？ マンション管理の仕事をしていた経験から、管理業務としてはもっとやるべきだと思う 役場頼みになっていて、これでは指定管理に出す意味がないのではないか	指定管理者として業務にあたっているが、町の公的施設であることから、イレギュラーな案件に関しては随時役場と協議をしている 条例に基づく業務以外の問題について、独断で対応を進めることはしていない
			役場と協議して進めていた、というが、自分が情報公開請求を行って入手した資料には、そのやり取りは入っていない	必要な情報は役場へ報告している また、書類などでの正式な報告がいなくても、口頭での情報共有は随時行っている
			渡邊さんはセルシオの所有者に関することを問題視しているが、自分はそれについては追加の情報という認識 自分が問題視しているのは、町長が自分の懇意にしている人を優遇していること 渡邊さんは町長と懇意にしていますよね	町長と懇意にしているということはない 行きあえば挨拶はする 私と佐藤さんが問題視している事柄が異なる、ということは理解した
			進修館スタッフからその話を聞いたのは10月。 この話以外でも、何度も進修館のスタッフと話す機会があるので、男性だったのか女性だったのかは忘れた 名前もわからない	←来館時に、セルシオの所有者が渡邊の息子の友人であると進修館スタッフから聞いた、と言っていたが、それは事実か？ そのスタッフの特徴は？男性なのか女性なのか？ 業務上問題ある行動なので、確認をしたい 佐藤さんは事実に基づいて発言をしているとのことなので、しっかり記録を取っていますよね？ その話をいつ聞いたのか？
			2回も議会で発言したが、町も渡邊さんも否定していない、 ということは事実であると認識している 「事実ではない」と町民生活課から回答するように、渡邊さんから申し入れたらどうか	←セルシオの所有者に関して、佐藤さんは公人として議会という公の場で発言している そのもとになる話について、こんな不確かなのか？

			自分から事実関係の調査を行うつもりはない	←それは佐藤さんの考えであると理解した 今日のやり取りについては、町民生活課へ報告する 自分自身に関わることにに関して、事実と異なることを公人が公の場で発言しているということについて、私は問題だと考えている 今後の対応については、私自身が考え行動する
			セルシオの件は、町長の姿勢を問うための1つの題材。 3月の議会で質問した際、町長が非を認めて謝りさえすれば、こんなに追及することはなかった 非を認めないから、6月議会で渡邊さんの名前も公表した 議員懇談会では町民からもこの件に関する質問が出ていた	議員懇談会のことは私も聞き及んでいる その際も、私の名前を公表したと聞いているが？
			議員懇談会で渡邊さんの名前を発言したかどうか… したかもしれないが… その後は、セルシオの所有者の名前も公表しようかと考えていた	
			情報を得た時期については間違いない 自分の周りの人は、「車両の所有者は、自分の友人のお母さんが進修館の施設長だから、おいておいても大丈夫だと思っているんじゃないか」と言っていた	←最後に確認したい 佐藤さんがセルシオの所有者について進修館のスタッフから聞いたのは10月と言っていたが、それは事実か？ 実際にセルシオの所有者が自分の息子の同級生だと認識したのは、本人が車両を取りに来た時だった それまでは車両登録証明に記載された氏名を見てもわからなかった 佐藤さんがいうように、10月に進修館スタッフから聞いた、というのであれば、車両がまだ駐車場内にあるときから所有者についての情報を得ていたということか？
			渡邊さんからの話は、当事者でもあるのでどうかと思っていたが、理事である高濱さんの話も聞いて、今まで知らなかったことがわかった これまではMCAが8割、町が2割悪い、と思っていたが、話を聞いて、MCAが4割、町が6割悪い、と思い直した 指定管理の契約書などを確認していない現時点でのことだが	佐藤さんはそのような考えである、と理解した

進修館駐車場長期間駐車車両に対する対応経緯

年	月	日	町民生活課	進修館指定管理者
令和2年	10月	6日	社協より、先週の土曜日から黒のセルシオが駐車したままであるとの連絡を受ける。 杉戸警察に相談、駅前交番から警察官が来て確認。 ナンバーから所有者に連絡を行い、明日レッカー移動すると連絡が警察にあったとのこと。	指定管理者と個人情報の共有は行わず、当面は町民生活課にて対応する旨を確認
		7日	(引き続き駐車されている)	
		9日	引き続きセルシオが長期駐車しているため改めて杉戸警察へ連絡する。 折り返し所有者から連絡があつて、日曜日までにレッカー移動するという報告があつたとのこと。	
		13日	引き続きレッカー移動していないセルシオの存在を確認。 午前中に3回連絡すべて応答せず。	
		4日	セルシオを確認 (12時30分)	
	11月	10日	セルシオを確認 電話連絡を行うが電話出ず。	
		13日	セルシオを確認 電話連絡を行う (9:00、15:20) が電話出ず。	
		12月	セルシオが引き続きあるので、杉戸警察へ連絡。警察も連絡をしてもらえとのこと。	
	1月	6日	杉戸警察 生活安全課 相談係 佐藤さん 11:15 回答あり ※やり取りの詳細は資料1参照 警察からの回答も含めて、今後弁護士に相談することを告げ、対応を終わる。 11:20、14:13 架電	
		7日	9:10、9:13、13:45、15:35、16:40 架電	
		8日	9:06、13:50、15:30、16:55 架電	
		9日	11:57、11:59 架電	
		12日	9:04、13:32、13:40、17:07 架電 町顧問弁護士へ相談 (詳細は資料1参照)	
		13日	10:05、14:52 架電	
		14日	10:26 架電	
		15日	13:40 架電	
		18日	9:05、16:59、17:12 架電	
		19日	9:07、13:50、16:56 架電	
		20日	9:58 架電	
		21日	9:26、16:45 架電	
		25日	9:42 架電	
令和3年	2月	16日		月次報告において対応を協議。 指定管理者にて登録証明を取り、当該車両所有者へ内容証明を送付することとした。 春日部陸運局にて登録証明発行手続き
		22日		
		24日		
		1日		
		3日		
	3月	8日		内容証明発送。 当該車両引き取り期限を3月26日とする。 郵便物等配達証明書にて、内容証明の到達確認。 当該車両使用者 (原田悠太氏) より架電。 レッカー車手配が付かず、引き取り出来なかった。 3月27日夜に引き取ること。 当該車両引き取りに立ち会い。 町民生活課へ引き取り完了報告 立石弁護士へ解決報告
		10日		
		26日		
		27日		
		29日		
		31日		